

令和5年11月27日

令和5年度第8回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和5年11月27日（月）

午後1時30分開会～午後2時55分閉会

2. 場 所

宮城県大崎市合同庁舎 1階大会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第43号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第45号 非農地証明願について

議案第46号 農地利用状況調査に係る農地・非農地の判定について

4. 協議事項

1) 農政

報告（1） 大崎市の農業振興策に関する政策提案について

協議（6） 令和6年大崎市農作業標準賃金について

2) 企画

報告（1） 令和5年度水稲検見の実施報告について

報告（2） 令和5年度第2回一日女性農業委員会の開催報告について

5. 出席農業委員(24名)

2番 小野寺 正 晃 委員 3番 布 塚 幸 子 委員

4番 中 本 奈 美 委員 5番 白 川 知 則 委員

6番 高 橋 順 子 委員 7番 佐々木 ひろ子 委員

8番 櫻 井 正 幸 委員 9番 齋 藤 真理子 委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 10番 菅原清一 委員 | 11番 佐々木正彦 委員 |
| 12番 下山信行 委員 | 13番 高橋英理子 委員 |
| 14番 只埜和臣 委員 | 15番 鈴木至 委員 |
| 16番 佐藤裕之 委員 | 17番 佐藤伸幸 委員 |
| 18番 佐々木俊通 委員 | 20番 中森昭悦 委員 |
| 21番 中鉢守 委員 | 22番 菅原まり子 委員 |
| 23番 今野久男 委員 | 24番 中條泰洋 委員 |
| 25番 熊谷安正 委員 | 26番 佐々木政直 委員 |

6. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

- | | |
|------------|------------|
| 9番 森川強一 委員 | 10番 上野猛 委員 |
|------------|------------|

7. 欠席委員(2名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 菅原ひろみ 委員 | 19番 佐々木大 委員 |
|-------------|-------------|

8. 遅刻委員(1名)

- 9番 齋藤真理子 委員

9. 議案提案者

会長 佐々木 政直

10. 出席職員

- | | |
|------------|-------------|
| 事務局長 千葉晃一 | 事務局次長 藤本将寛 |
| 事務局長補佐 星充浩 | 事務局長補佐 真田賢一 |
| 主幹兼係長 石垣佳子 | 主幹兼係長 今野春樹 |
| 主事 岡田隼弓 | 再任主査 荻野信男 |
| 事務所長 佐々木賢 | 主事 三塚裕介 |
| 再任主査 高橋清一 | |

午後1時30分開会

事務局(真田賢一事務局長補佐)

ただいまから、令和5年度第8回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、1番菅原ひろみ委員、19番佐々木大委員でございます。また、9番齋藤真理子委員からは遅刻の届出がございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和5年度第8回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。10番菅原清一委員、11番佐々木正彦委員にお願いします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、星充浩事務局長補佐を指名します。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[報告 1～3 の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告 1 から報告 3 の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

2 番です。報告 3 番号 13 番についてご質問させていただきます。こちらは以前にも現状変更の届出があり、今回は更新なのかと思われませんが、農地パトロールで何度か拝見した際、未だに何も作付けされておられません。詳しい理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

おっしゃる通り、以前にもこのような現状変更届が出されております。作付けされていない理由は確認しておりませんでした。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

2 番です。届出を受付けた際は、何を作付けすると伺っておりましたか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

議案書に記載のとおり転作田となり、畑にすると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

農作物を作る目的で転作田となったと思われませんが、何も手を付けていない状態なので、今後、遊休農地になってしまう可能性も考えられます。経過を見ていくにあたり判断材料がないため、今後、届出があった際は何を作付けし、どのような計画なのか確認をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

今後はそのように対応させていただきます。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，確認しておきたいことはございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

21番です。現状変更届に関して，変更の期限はございますか。転作田にするのであれば，報告を求めるべきではないでしょうか。私の担当地区で届出後，盛土を繰り返し行い，残土置場のような状態の農地がございます。その判断はこちらでは出来かねるので，事務局で現状変更届があった際は報告書を求める体制が必要かと思えます。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

現状変更届に関しまして，状況報告書及び完了報告書の提出を求めています。しかし，全員が提出している状況ではございません。未提出者に対しましては，引き続き提出の督促を行ってまいります。

議長（佐々木政直会長）

21番委員，よろしいでしょうか。

21番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第40号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号126番から149番までの24か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第40号番号126番から149番号までの24か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

2番です。番号149番について質問させていただきます。だいぶ高額での売買ですが、何を作付けし、どのような営農計画なのかを教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

作付け作物は柿、イチジク、イチゴと報告を受けております。イチゴはハウス栽培を行う予定で、許可となれば来年1月から4月頃に盛土をし、4月から6月にビニールハウスを設置し、9月に定植となり12月から4月に収穫予定と伺っております。また、柿とイチジクは4月頃に定植し、収穫につきましては、2年後以降と伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

2番です。番号149番は住宅街に隣接する農地で、譲受人は高額での売買であり、盛土もして現況もだいぶ変更になると思いますので、確実に農作物を数年に渡り栽培していただける確約書等の徴取をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

営農計画として3年以上の耕作とのことで、誓約書をいただいております。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第40号番号126番から149番号までの24案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第40号番号126番から149番号までの24案件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第41号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号11番の1案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。11月24日金曜日午前9時より20番委員，21番委員，23番委員，24番委員，9番推進委員，10番推進委員の6名と事務局2名で現地調査をしましたので，調査報告いたします。番号11番を10番推進委員，報告をお願いします。

10番（上野猛推進委員）

推進委員10番です。番号11番を報告いたします。転用目的は，居宅の一部，

ガーデニングスペース、通路として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が畑、西側と北側が宅地、南側が田でございました。申請地の管理状況は、おおむね畑で、一部は宅地と通路となっております。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は既存のU字溝へ流し、生活排水は公共下水道を利用します。土砂流出については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第41号番号11番の1案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

18番です。一部を居宅と通路として利用していると報告があり、転用位置図を見ても当該地は建物にかかっております。これに至った経緯等の説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

申請人の父が昭和54年頃に居宅を建設した際、建物と通路の一部が、当該申請地にはみ出して設置されたと申請人から伺っております。

議長（佐々木政直会長）

18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

18番です。昭和54年頃から居宅及び通路の一部として利用され、申請人の父が設置したとのことですが、農地以外の目的で利用しているため、顛末書の提出が必要かと思えます。

議長（佐々木政直会長）

ただいま18番委員から、無断転用であり顛末書の提出を求めるとのご意見でございますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第41号番号11番の1か件について、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号11番の1か件について、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号93番から97番までの5か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。それでは現地調査報告いたします。番号93番を20番委員、報告をお願いします。

20番（中森昭悦委員）

20番です。番号93番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車スペース4台分、ガーデニングスペース及び通路を設置するものです。申請地周辺の状況は、西側が畑と宅地、その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は既存のU字溝へ流し、生活排水は浄化槽を設置します。土砂流出対策については、盛土はせず整地するため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号94番，95番を24番委員，報告をお願いします。

24番（中條泰洋委員）

24番です。番号94番を報告いたします。転用目的は，駐車スペース40台分，パレット置場，トラック待機スペース及び車両通路等として利用するものです。申請地周辺の状況は，東側と南側が畑と宅地，西側が畑，北側が宅地で行いました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水は隣接する側溝へ流すことで問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号95番を報告いたします。転用目的は，商品保管置場，大型車両通路として利用するものです。申請地周辺の状況は，西側が田，その他三方が宅地で行いました。申請地の管理状況は，稲刈り後の状態でした。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水は隣接する側溝へ流すことで問題ないものと見てまいりました。以上です

11 番（佐々木正彦委員）

番号96番を23番委員，報告をお願いします。

23番（今野久男委員）

23番です。番号96番を報告いたします。転用目的は，太陽光発電施設通路として利用するものです。申請地周辺の状況は，東側と南側が田，西側が市道，北側が雑種地で行いました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号97番を9番推進委員，報告をお願いします。

9 番（森川強一推進委員）

推進委員9番です。番号97番を報告いたします。転用目的は，宅地分譲10区画

を設置するものです。申請地周辺の状況は、四方が宅地でございました。申請地の管理状況は、稲刈り後の状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は既存の側溝へ流します。土砂流出対策については、L型擁壁を設置することによって問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第42号番号93番から97番の5か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。17番委員。

17 番（佐藤伸幸委員）

17番です。番号96番について質問させていただきます。位置図の南東方向の空白の場所に太陽光発電パネルを設置するのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

位置図の申請地南東の空白の場所に太陽光発電パネルを設置します。

議長（佐々木政直会長）

17番委員。

17 番（佐藤伸幸委員）

17番です。今回の申請は太陽光発電施設の通路のみですが、太陽光発電パネル設置の申請はございますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

太陽光発電パネル設置の申請については、令和5年度第3回定例総会で許可となっております。その際、通路等も併せて審議いたしましたが、一時転用での申請であったため、通路については恒久的な転用ではないかと県からの指導があり、取下げとなりました。そのため、今回は通路の部分のみの申請となっております。太陽光発電パネルの設置にかかる転用許可につきましては、現在、保留の状況と

なっております。

議長（佐々木政直会長）

17番委員，よろしいでしょうか。

17番（佐藤伸幸委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第42号番号93番から97番までの5か件について，意見相当と認め，県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第42号番号93番から97番までの5か件について，意見相当と認め県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第43号農地転用事業計画変更承認申請について，番号25番の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第43号番号25番の1か件について，質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第43号番号25番の1か件について，意見相当と認め，県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第43号番号25番の1か件について，意見相当と認め，県

に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号421番から434番までの14か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第44号番号421番から434番までの14か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第44号番号421番から434番までの14か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第44号番号421番から434番までの14か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第45号非農地証明願について、番号17番、18番の2か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。それでは現地調査報告いたします。番号17番を21番委員、報告をお願いします。

21番（中鉢守委員）

21番です。番号17番を報告いたします。申請地の状況は、3、4軒ある住宅の生活用道路となっており、アスファルト舗装されておりました。20年以上経過していることの証明となるものは、固定資産課税証明書で、20年以上前から公衆用道路として課税されていることを確認しました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号18番を20番委員，報告をお願いします。

20番（中森昭悦委員）

20番です。番号18番を報告いたします。申請地の状況は、敷地内に倉庫と車庫が建っており、また、アスファルト舗装された門道として利用されておりました。20年以上経過していることの証明となるものは、固定資産課税証明書で昭和55年に居宅と合わせて倉庫，車庫を建築したことを確認し、その頃から利用されているそうです。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第45号番号17番，18番の2か件について，質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第45号番号17番，18番の2か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第45号番号17番，18番の2か件について，農地法の適用を受けないことを証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第46号農地利用状況調査に係る農地，非農地の判定について，1,212か件の農地，非農地の判定について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第46号1, 212か件の農地、非農地の判定について、質疑を承ります。質疑ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

21番です。鹿島台地域の無断転用2件についてお伺いします。かなり大きな面積ですが、詳しい内容を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐々木賢事務所長）

埋立てし牧草地にする予定でしたが、現況は資材置場となっており、無断転用のことを見てまいりました。今後、転用申請等指導が必要と思われれます。

議長（佐々木政直会長）

21番委員，よろしいでしょうか。

21番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第46号1, 212か件の農地、非農地の判定について、了としてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第46号1, 212か件の農地・非農地の判定について決定し、遊休農地の所有者には農地利用意向調査、非農地の所有者には非農地通知を発送いたします。これで審議事項を終了します。

議長（佐々木政直会長）

次第の8協議事項に入ります。はじめに、農政の報告（1）大崎市の農業振興策に関する政策提案について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の報告（１）大崎市の農業振興策に関する政策提案については
終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、農政の協議（６）令和６年大崎市農作業標準賃金について、事務局より
説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（６）令和６年大崎市農作業標準賃金については、原案
のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（６）令和６年大崎市農作業標準賃金については、原案
のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、企画の報告（１）令和５年度水稻検見の実施報告について、事務局より
説明願います。

事務局（今野春樹主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはござい
ませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（１）令和５年度水稻検見の実施報告については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、企画の報告（２）令和５年度第２回一日女性農業委員会の開催報告について、事務局より説明願います。

事務局（今野春樹主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（２）令和５年度第２回一日女性農業委員会の開催報告については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか報告並びに連絡事項はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これもちまして、令和5年度第8回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後2時55分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月27日

会 長 佐々木 政 直

委 員 菅 原 清 一

委 員 佐々木 正 彦